

機械導入事業の優先順位の決定に係る基本方針

畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要領別紙2の第5の1の(2)の畜産クラスター協議会が行う取組主体等の優先順位の決定及び都道府県が示す方針並びに同要領別紙2の第5の1の(3)の都道府県が行う意見の表明は、次により行うものとする。

1 畜産クラスター計画（行動計画）との関係

- ① 都道府県は、畜産クラスター計画に、機械の借受希望者である中心的な経営体の取組及び効果が示されていることを確認する。
- ② 都道府県は、④のi)～vii)のテーマについて、地域の実態に応じて優先順位を付して提示することができる。
- ③ 協議会は、取り組む政策課題に優先順位を付し、政策課題ごとに導入を希望する機械の優先順位を付すものとする。
- ④ 政策課題は、酪農及び肉用牛の近代化を図るための基本方針等に示した次のものとする。
 - i) 新規就農の確保、ii) 担い手の育成、iii) 労働負担の軽減、
 - iv) 飼養規模の拡大・飼養管理の改善、v) 自給飼料の拡大、
 - vi) 畜産環境問題への対応、vii) その他都道府県知事が定める課題

2 複数の中心的な経営体と同じテーマの取組を行う場合の優先順位

畜産クラスター協議会が実現しようとする目的に応じて、テーマごとに次のいずれかの視点を選択し、その取組の実現可能性を考慮した上で、優先順位を決定するものとする。

なお、次の視点によっても優先順位の決定が困難な場合には、「施設整備の事業計画に係る総合評価基準」を参照し、優先順位を決定するものとする。

① 機械導入を行う中心的な経営体の評価

(取組の継続性の視点)

将来的に地域において経営の継続が期待され、地域として育成すべき中心的な経営体の取組について優先する。

例) 後継者を有する経営、法人化している経営を優先

② 機械導入による波及効果の評価

(受益の範囲の視点)

中心的な経営体の取組による受益の範囲が大きい取組を優先する。

例) ・飼料収穫機を導入する取組の場合、コントラクターや他農家の飼料生産作業を受託する中心的な経営体の取組を優先

・ほ乳ロボットの導入の場合、哺育施設を共同で効率的に利用するため、複数の繁殖経営が利用するほ乳ロボットの導入を優先 等

(取組の先進性・技術の普及の視点)

地域的な取組を前提として、中心的な経営体の取組の先進性及びその地域への普及の期待度の高い取組を優先する。

例) ・地域で初めて導入する、又は導入実績の少ない機械であり、その普及を図るための地域によるサポート体制を有する取組を優先

・機械導入による効果を確認するために、研究機関や農協等への飼養管理データの提供等を行う取組を優先 等

③ 都道府県独自の課題の視点

都道府県は、地域の課題を踏まえ優先すべき視点を示すことができる。

3 効果的な支援の実施（留意点）

中心的な経営体の取組が十分に機能することが、畜産クラスター計画の実現にとって重要であるため、優先順位の決定にあたり、次に留意すること。

- ① 施設整備を行う取組（補助事業の活用の有無を問わない）との整合性
- ② 複数機械導入の効果（複数機械をまとめて導入した方が効果的である場合は一体的に扱う）
- ③ 画一的な上限配分額の設定や過去の実績による調整を排除
- ④ 所属する団体その他の理由により公平性を欠くことがないように留意